

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」の 取組状況等について(令和4年度)【概要】

■報告書の内容

- ①令和4年度の相談対応の状況
- ②条例に基づく啓発等の取組状況

■目的

事例を分析・公表することで、どのような行為が差別にあたるのか、合理的配慮としてどのような対応が必要かを周知することで、差別に“気づき”“行動する”きっかけにさせていただく。

1. 相談対応について

(1) 条例における相談対象

- ①障害を理由とする差別
- ②合理的配慮に関すること
- ③その他(不適切な行為、環境の整備等)

(2) 相談体制と助言・あっせん等の仕組み

「地域アドボケーター」「障害者差別解消相談員」「共生社会づくり委員会」を設置し、調整・助言、あっせん等を行う

(3) 障害者差別解消相談員

専門性をもって中立の立場で相談に応じ、必要な助言、調査、調整などを行う相談員を2名配置

(4) 地域アドボケーター(地域相談支援員)

自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁するなどにより相談員につなぐ(26名)

2. 相談実績

(1) 令和4年度の実績

○令和4年度に障害者差別解消相談員が受け付けた新規事案件数は90件(R4.4.1~R5.3.31)

(①障害を理由とする差別 9件、②合理的配慮の不提供 3件、③その他 79件)

○令和3年度85件、令和2年度88件とほぼ横ばい

(2) 相談内容の種類

●分野別・相談の種類別

分野	①差別	②その他							合計
		合理的配慮の不提供	③不適切な行為	④不快・不満	⑤環境の整備	⑥意見・要望等	⑦問合せ	⑧その他	
ア 教育				2		1			3
イ 労働	5	2		5		2	2		16
ウ 商品・サービス	1						2		3
エ 福祉				4		1			5
オ 障害福祉				11		3	8		22
カ 医療			1	1		10	1		13
キ 建物・交通				4	1	3	3		11
ク 不動産								1	1
ケ 地域	1		1	2		1			5
コ 情報									
サ 意思	1			1			1		3
シ その他	1	1	1	1		3	2		9
合計	9	3	3	31	1	24	19	1	91

- 障害者等の障害種別
- ・精神障害 38件
 - ・知的障害 22件
 - ・肢体不自由 20件
 - ・発達障害 15件
 - ・聴覚障害 6件

(3) 相談事例

【商品・サービス分野】 差別的取扱

○県外在住の視覚障害者が、盲導犬を同伴して県内を観光・宿泊しようとしたところ、観光予定の寺院や宿泊施設から盲導犬の受け入れを拒否された(宿泊施設)。当事者から障害者差別解消法や補助犬法、盲導犬の説明をしたが、相手先に理解してもらえなかった(寺院・宿泊施設)。

→宿泊施設については、保健所との調整で宿泊が可能となり、拝観予定の寺院については、改めて補助犬法や障害者差別解消法、県条例等の主旨を説明。話し合いの下、拝観可能となった。

【商品、サービス】

○心的外傷後ストレス障害(PTSD)を発症し、特定のキャンパスに入れない。卒業試験を受けるために、キャンパス外での受験を認めてほしい。

→何度も話し合いを重ね、他キャンパスで卒業試験を実施するための方策を探った結果、キャンパス外での卒業試験が実施された。

合理的配慮を提供する際のポイントとしては、配慮を求める側の「申しに応じて」、双方の「建設的対話」によって、「配慮する側の負担が重すぎない範囲」で「一人一人の障害特性や場面・状況に応じて」行われる必要があります。

また、「求められた配慮ができないから断る」ということではなく、他の方法をその場で双方が検討することが重要です。

(4) 相談活動まとめ等

① 基本姿勢

相談員は、相談者の思いを受け止め、それぞれの相談の内容に応じた調整活動や適切な情報提供・助言を、状況に応じて丁寧に行うことを基本姿勢として相談に対応

② 相談対応能力向上に向けた取組

様々な相談に適切に対応するため高い専門性が求められる中、研修や相談活動の振り返りを定期的実施
厚生労働省が実施する研修等にも積極的に参加

③ 事業者への具体的提案等

条例や障害者差別解消法の趣旨等を周知するだけでなく、事業者に対して相談者が直面しているバリアを取り除くための具体的な対応の提案等を実施

④ 関係機関等との調整

相談者の抱える問題の所在を明確にし、必要に応じて関係機関と情報共有・連携して問題の解決のための調整を行い、場合によっては適切な窓口への丁寧な引継ぎを実施

3. その他の活動状況

(1) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会

条例第15条に基づき、関係団体等との情報共有や共生社会の実現に向けた取組を県全体で推進するために開催。障害者差別解消法第17条に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を兼ねる。

(2) 地域アドボケーター、市町担当者情報交換会

障害者差別の多くは地域や日常生活において生じるものであり、市町や関係機関とも情報を共有し、共に解決していくため、福祉圏域ごとの情報交換会を実施（県担当課、各圏域の健康福祉事務所職員、市町担当職員、アドボケーターが参加）

(3) 普及・啓発活動

① 条例フォーラムの実施 コロナ感染症拡大により配信により実施

1. 「お笑いライブ&トーク」～障害者差別解消と合理的配慮について～ 出演：ホーキング青山氏
2. 「盲導犬ユーザーに会ったら・・・」～誰もが行きたい場所に安心して行ける社会に～
出演：公益財団法人関西盲導犬協会 啓発相談部長 山口 浩明 氏
盲導犬ユーザー 山野 ひろみ 氏

② 出前講座等 障害当事者や専門家を講師派遣 51回

③ 合理的配慮の助成事業

- ・事業者や団体等が合理的配慮を提供する際にかかる費用を助成
- ・障害特性や合理的配慮の提供方法への理解を深めるための研修等に係る費用を助成対象に追加

④ 共生社会サポーター

- ・条例の理念等に沿って積極的に取り組んでいく意思を対外的に示すためのステッカーを新たに作成

4. 課題に対する今後の取組

(1) 事業者・県民への普及・啓発等について

- ・周知・啓発に取り組んでいるものの、条例の理念や相談窓口の幅広い層への周知は道半ばと認識
- ・令和6年4月から事業者による合理的配慮の提供が法的にも義務となることから、事業者向けの啓発が必要
⇒参加しやすい内容のフォーラムの開催、出前講座の継続実施、共生社会サポーターステッカー配布等により、幅広い層への共生社会の理念の浸透を図っていく。

(2) 関係機関等とのネットワーク構築・連携強化について

- ・引き続き、地域アドボケーターの周知が必要
- ・障害者差別の解消は、障害のある方の生活改善という側面があるため、市町との連携強化が必要
⇒圏域ごとの情報交換会の継続実施や、地域アドボケーター研修に市町担当者も加えた内容となるよう検討
県に寄せられる相談事例を市町や関係機関と共有するなど、様々な機会を通じてさらに連携を深めていく。

■最後に

「差別」は人の生活を脅かし、尊厳や人権を傷つける、決して許されない行為。一方で、障害に対する理解不足などから、無意識のうちに差別的な対応をしてしまうケースも多い。また、入り組んだ背景を持ち、簡単には「解消」しない場合もある。県民一人ひとりが正しい知識を身に付け、できることを継続して積み上げていくことが重要であり、そのために条例に基づく取組を着実に進めていく。